

第2回不耕作農地利用促進システム構築検討会議 議事要旨

1 日 時 平成28年12月5日(月) 13:30~15:30

2 場 所 兵庫県民会館 1202 会議室

3 出席者

三宅 康成 兵庫県立大学環境人間学部 教授

谷口 正友 (農)アイガモの谷口 代表理事

黒田 覺 (株)アグリ香寺 代表取締役社長

藤本 弘文 (農)きすみの営農 代表理事組合長

渡邊 力之 兵庫県農業協同組合中央会営農振興部 部長

伊名岡昌彦 全国農業協同組合連合会兵庫県本部 副本部長

藤本 隆司 兵庫六甲農業協同組合営農経済事業部 ゼネラルマネージャー

濟藤 貴志 南あわじ市農林水産部農林振興課 係長

4 主な意見

(1) 施策案についての質疑応答

・モデル事業において、地域での話し合いをとりまとめる者は地域農地管理者なのか。それとも県が設置するモデル地域推進員なのか。

⇒地域農地管理者は、その地域内農地の利用をコーディネートする。一方、モデル地域推進員は、事業全体のコーディネートを行う。

・地域農地管理事業における「新規作物」とは、その地域農地管理者にとって新規なのか。それともその地域にとって新規なのか。

⇒いずれの場合も新規として扱うこととなると思うが、今後、具体的に事業化する中で詳細を詰めていくこととする。

・農業振興地内の不耕作農地のみが対象ということか。

⇒補助事業においては、農地中間管理事業による利用権設定を要件としているため、必然的に農業振興地域内の農地が対象となる。ただし、地域での話し合いにおいては、農業振興地域内と地域外を分けて議論することは出来ないと考えている。

・施策案について農地中間管理事業の活用が不要となるものはどれか。

⇒農地中間管理事業の活用が必要となるのは、不作付地活用促進事業においては、「規模拡大するための農業用機械等の導入」において必要となる。

地域農地管理事業においては、いずれのメニューを実施しようとした場合も農地中間管理事業の活用が必須となる。

・前回の説明の中で、地域管理事業には「5ha以上の集積」という規模拡大の要件があったかと思うが変更はないのか。

⇒不作付地活用促進事業のうち「規模拡大するための農業用機械等の導入」に

については、5 ha 以上の集積を要件とする方向で検討しているが、作物が野菜の場合は規模要件を一定緩和することもあわせて検討している。

- ・地域農地管理事業の対象は、ほ場整備未実施の農地なのか。
⇒そのとおりである。また、狭小な農地等、条件の悪い農地も対象とする方向で検討している。
- ・本施策の目標である 4,000ha の考え方を教えてほしい。
⇒基本的には農業振興地域内の不作付けの耕地 4,000ha を対象とする。ただし、再生可能荒廃農地 1,000ha についても一部再生された場合は対象とするため、それらをまとめて 4,000ha としている。
- ・不作付地活用促進事業及び地域農地管理事業の対象農地を教えてほしい。
⇒不作付地活用促進事業は、ほ場整備済農地が対象となる。地域農地管理事業は、ほ場整備されていない農地が対象。
- ・不作付地活用促進事業及び地域農地管理事業の事業実施主体の考え方を教えてほしい。
⇒いずれも認定農業者・J A 出資法人等の担い手が対象となり、事業実施主体を地域農地管理者と呼ぶこととなる。

(2) 施策案についての意見

- ・不耕作農地の有効活用に係る施策もさることながら、現に作付けはしているが、採算がとれない農地に対する支援も検討する必要があるのではないか。
- ・本施策は大規模に集積が可能な地域を想定しているように見える。中山間地域で、なおかつ 5 ha 以上の規模拡大要件をクリアできるような大規模農家が少ない地域においては活用が困難ではないか。
- ・モデル事業でもあるので、「地域の農業をどうにかしたい」という地域からの声があり、住民の意見をとりまとめることのできるリーダーがいる地域を選んで実施するのが良い。
- ・本施策案が成功すればまさに、モデルとなり得る。
- ・新たな集落の農地を 5 ha 集積し、さらに新規作物を栽培するという要件は厳しいのではないか。
- ・事業の推進にあたっては、その地域の担い手の取組みに県・市が積極的に関わる必要がある。特に地域住民にその地域農業について考えるきっかけ作りには行政の手助けが必須。
- ・本施策案のような取組みは必要だと考える。
- ・推進には市町からの具体的なアドバイスが必要。
- ・県、市、農委、J A 等の関係機関それぞれが明確に役割分担し、連携して実施する必要がある。
- ・地域農地管理者には若手認定農業者を選定する等、長期的な視点で検討する必要がある。各集落において将来のその地域の農業を担う者が存在すれば、もしくは育てることが出来れば実現は可能。

- ・小学校区単位での実施となると、各集落で話し合いの熟度や熱意において差が生じるため、足並みを揃えることが難しい。
- ・既に話し合いの土台が出来ている集落であれば可能であると考ええる。
- ・モデル地域における「農地利用に係る地図化支援」については、不耕作地に限らず農地管理のための地図が必要であるという認識を持っている J A があるため、本事業と連携し助業実施できる可能性はある。
- ・ J A が実施主体として地図システムを構築することは可能だが、農地情報のほかに出荷予約の仕組みや栽培作物等の情報もあわせてシステム化していきたい。
- ・将来的に営農継続が可能となるよう規模拡大していくという方針を打ち出している。その拡大の単位を概ね小学校区単位としているため、例えば集落営農を合併などして規模拡大する際に本事業がきっかけとして活用できる可能性もある。
- ・協力できるポイントはあると考えている。

(3) 施策の具体的な推進方法について ※農地利用図の作成について

- ・淡路地域では、5・6月は玉ねぎの作付け等で多忙。示されている農地利用図の作成スケジュールでは難しく、それぞれの地域の実情にあわせた柔軟な対応が必要。
- ・年を越えて1月頃に完了するスケジュールなら取組めると思うが、そうすれば、年度内の農地中間管理事業活用は厳しくなるが。
- ・1枚の農地利用図に複数の情報（所有者・耕作者・栽培作物）を掲載すると見えにくくなるため、複数枚の農地利用図にそれぞれの情報を掲載する方が良い。
- ・所有者の年代別に農地を色分けし、さらに後継者の有無も掲載すれば良い。
- ・農地利用図の作成に際しては、個人情報の問題もあるため、「何のためにやるのか」という目的を十分に理解していただく必要がある。
- ・農地情報の収集・提供には農業委員会の協力が必須。
- ・農地利用図を何年後の目標として作成するかが重要。
- ・少なくとも今後5年間の目標は必要ではないか。
- ・作付情報のほかにも、農業用施設設置予定場所や再生可能エネルギー施設設置場所等、農業を保管していく施設等の情報も掲載する方が良い。
- ・農家、非農家関係なく「地域のために」、「地域を良くしたい」という思いを共有することが重要。
- ・まずは同じような思いを持った「仲間づくり」が必要。
- ・既に一定量の情報が集まっている集落については、比較的地図化は早い時期に出来ると思うが、それでも半年はかかるのではないか。